

下線\_\_\_の箇所が変更

## 好日苑訪問看護ステーション運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人松寿会（以下「法人」という。）が開設する好日苑訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めステーションの看護師その他の職員（以下「看護師等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけ医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要を認めた高齢者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者又は要支援者等の心身の特性をふまえて全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業の運営)

第3条 ステーションは、この事業の運営を行い、主治医の訪問看護指示書又は介護予防訪問看護指示書に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するに当たっては、ステーションの看護師等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者の委託によって行ってはならない。

### (事業所の名称)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 好日苑訪問看護ステーション
- 二 所在地 山口県防府市戎町2丁目5番1号

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 看護師 1名  
管理者は、ステーションの職員の管理及び訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 看護師等 看護師 4名（常勤職員4名 内1名管理者と兼務）  
准看護師 0名（常勤職員0名）  
看護師等は、訪問看護計画書又は介護予防訪問看護計画書（以下「訪問看護計画書」

下線\_\_\_\_の箇所が変更

という。)及び訪問看護報告書又は介護予防訪問看護報告書(以下「訪問看護報告書」という。)を作成し、訪問看護の提供にあたる。

- 三 作業療法士又は理学療法士 7名(7名非常勤で老健と兼務)  
作業療法士等は、訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。

(営業日及び営業時間)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 通常月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 平日は、午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。

(内容及び費用の説明及び同意)

第7条 ステーションは、サービスの提供にあたって、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用、運営規程の概要、個人情報の利用目的及び、その他重要事項を記した文書を交付・説明をして同意を得なければならない。

- 2 ステーションは、訪問看護計画書を作成し、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。
- 3 ステーションと利用者又はその家族は、サービスの利用に際して契約書を交わすものとする。

(利用者による解約)

第8条 利用者又はその家族は、いつでも当該サービスの契約の解約を申し出ることができる。この場合には、3日以上予告期間をもって届けるものとし、予告期間満了時に契約は解除される。

(契約の解除)

第9条 以下の掲げる場合には、当該契約は解除する。

- 一 利用者が死亡したとき。
- 二 第8条に基づき解約の意思表示がなされたとき。
- 三 利用者がステーション又はステーションの職員に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- 四 利用者又はその家族が正当な理由なくステーションに支払うべき利用料を3ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず予定期間内に支払われない場合。
- 五 利用者が介護保険施設に入所した場合。
- 六 利用者の要介護状態区分が、自立とされた時。

下線\_\_\_\_の箇所が変更

(訪問看護の内容)

第10条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 訪問看護計画書及び看護報告書の作成
- 二 病状・障害の観察
- 三 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 四 食事及び排泄等日常生活の世話
- 五 褥創の予防・処置
- 六 リハビリテーション
- 七 ターミナルケア
- 八 認知症患者の看護
- 九 療養生活や介護方法の指導
- 十 カテーテル等の管理
- 十一 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第11条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、原則その1割、負担割合証によって2割または3割の額と介護保険給付以外の合計金額を利用者又はその家族より徴収する。

2 保険適用外の利用料として次の額を徴収する。

- |                           |         |
|---------------------------|---------|
| 一 死後の処置                   | 10,000円 |
| 二 吸引器の貸し出し 1ヶ月につき         | 3,000円  |
| 消耗材料を使用した場合               | 別途 実費   |
| 三 医療保険に該当する場合は交通費を別途徴収する。 |         |

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、防府市内（ただし離島は除く）の区域とする。

(緊急時等における対処方法)

第13条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

下線\_\_\_\_の箇所が変更

(サービス提供困難時の対応)

第14条 看護師等は自ら適切な訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治医及び居宅介護支援事業者へ連絡を行い適当な他の指定訪問看護事業者及び指定介護予防訪問看護事業者等を紹介する等必要な措置を講じなければならない。

(苦情処理)

第15条 ステーションは、提供した訪問看護サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情処理の体制及び手順等の必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた場合は、その苦情の内容を記録しなければならない。

3 利用者からの苦情の調査に協力するとともに、指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 市町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合、改善の内容を市町村及び国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 ステーションは、訪問看護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。また、これに際して採った処置を記録しなければならない。

(賠償責任)

第17条 ステーションは、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって賠償すべき事故が発生した場合は、損害を賠償するものとする。ただしステーション及びその職員に故意過失がない場合にはこの限りではない。

2 前項において、利用者又はその家族に重過失がある場合は、損害賠償額を減額することができる。

(その他運営についての留意事項)

第18条 訪問看護ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、法人との雇用契約の内容とする。

4 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、ステーションが得た利用者の個人情報については、利用目的を定め、適切に取り扱わなければならない。またステーションでの訪問看護サービスの提供にか

下線\_\_\_\_の箇所が変更

かる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

- 5 利用者が利用者の事情にて訪問看護サービスをキャンセルした場合は以下のとおりキャンセル料を徴収できる。
  - ① 前日のキャンセルは、利用料自己負担分の50%とする。
  - ② 当日のキャンセルは、利用料自己負担分の100%とする。
- 6 ステーションは、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 7 ステーションは、利用者に対する訪問看護の提供に関する定められた記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

(管理規程に定めのない事項)

第19条 この規程に定められていない事項及び運営に関する重要事項は介護保険法その他諸法令に定めるところにより法人が別に定める。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第20条 事業者は、虐待の発生又はその発生を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 二 虐待防止のための指針を整備する。
- 三 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施する。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の適正化に関する事項)

第21条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

2 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(事業継続に向けた取り組み)

第22条 事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要な訪問看護サービスを継続的に提供できるよう、業務事業に向けた計画等の策定、研修、訓練を実施する。

下線\_\_\_\_の箇所が変更

- 附 則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 附 則 平成17年4月1日改訂（「看護婦」を「看護師」に、「痴呆症」を「認知症」に変更、及び個人情報保護法の改訂）
- 附 則 平成18年4月1日改訂（介護予防に伴う「要支援」事項の削除及び追加）
- 附 則 平成20年10月7日改訂
- 附 則 平成21年 8月1日改訂
- 附 則 平成21年11月3日改訂
- 附 則 平成23年 6月1日改定
- 附 則 平成23年 6月1日改定（給付金額の変更に伴う改定・休業日の改定）
- 附 則 平成24年11月1日改定
- 附 則 平成24年12月1日改定（介護予防運営規程を廃止し訪問看護規程に統一）
- 附 則 平成25年 6月1日改定
- 附 則 平成26年 1月1日改定
- 附 則 平成26年 8月1日改定
- 附 則 平成27年 9月1日改定
- 附 則 平成28年10月1日改定
- 附 則 平成30年4月1日改定（給付金額の変更に伴う改定）
- 附 則 平成30年12月1日改定
- 附 則 令和元年5月16日改定
- 附 則 令和元年11月1日改定
- 附 則 令和2年4月1日改定
- 附 則 令和3年4月1日改定
- 附 則 令和4年4月1日改定
- 附 則 令和5年4月1日改定
- 附 則 令和5年9月1日改定
- 附 則 令和5年11月1日改定（虐待の防止のための措置に関する事項の追加）
- 附 則 令和6年4月1日改定（身体拘束等の適正化に関する事項・事業継続に向けた取り組みの追加）